

全国厚生労働関係部局長会議

平成31年1月
厚生労働省人材開発統括官

～配布資料～

1. 人材開発統括官における平成31年度予算案について・・・ P.1
2. 公的職業訓練の効果的・効率的な実施について・・・ P.10
3. 若年者雇用対策について・・・ P.16
4. 技能振興施策・技能検定制度について・・・ P.20
5. 外国人技能実習制度について・・・ P.30

全国厚生労働関係部局長会議(人材開発統括官)

1. 人材開発統括官における平成31年度予算案について

○「働き方改革実行計画」などを踏まえ、人材開発統括官施策に関する具体的な対策の柱

- ① 働き方改革による生産性向上の推進
- ② 人材投資の強化や女性、高齢者、障害者等の多様な人材の活躍促進
- ③ 外国人材受入れの環境整備等の推進

⇒ 上記の柱を踏まえた人材開発統括官における平成31年度予算案の主な施策

- ① 働き方改革による生産性向上の推進
 - ・ 生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援
- ② 人材投資の強化や女性、高齢者、障害者等の多様な人材の活躍促進
 - ・ リカレント教育の拡充等による人材育成の強化、技能を尊重する機運の醸成
 - ・ 若者・就職氷河期世代に対する就労支援等
 - ・ 精神障害者など多様な障害特性に対応した就労支援の強化
- ③ 外国人材受入れの環境整備等の推進
 - ・ 外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化

平成31年度予算案
の概要について

平成30年12月
人材開発統括官

平成31年度予算案総括表

[人材開発統括官]

区 分	平成30年度 予 算 額	平成31年度 概算要求額	平成31年度 予 算 案	対 前 年 度 比較増▲減額	前年比
	千円	千円		千円	%
一 般 会 計	12,968,494	13,536,140	13,112,133	143,639	101.1
(うち義務の経費)	(7,363,169)	(7,344,420)	(7,643,869)	280,700	103.8
(うち裁量の経費)	(5,605,325)	(6,191,720)	(5,468,264)	▲ 137,061	97.6
(推進枠)	(0)	(708,479)	(149,687)	149,687	—
労働保険特別会計	239,255,753	244,400,744	244,147,791	4,892,038	102.0
(労 災 勘 定)	1,501,759	2,378,589	2,564,151	1,062,392	170.7
(雇 用 勘 定)	237,753,994	242,022,155	241,583,640	3,829,646	101.6
合 計	252,224,247	257,936,884	257,259,924	5,035,677	102.0

人材開発統括官における平成31年度予算案の主な施策

『働き方改革実行計画』等を踏まえ、①働き方改革による生産性向上の推進、②人材投資の強化や女性、高齢者、障害者等の多様な人材の活躍促進、③外国人材受入れの環境整備等の推進を図る（平成31年度予算案 2,573億円）

第1 働き方改革による生産性向上の推進

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援

- 「生産性向上人材育成支援センター」において、各企業のニーズに応じたオーダーメイド型の在職者訓練や人材育成の相談対応等、総合的な事業主支援を実施
- 中小企業や製造現場等で働く人向けの基礎的ITリテラシー習得のための職業訓練コースを開発するとともに、開発したコースについて、生産性向上人材育成支援センターで実施

第2 人材投資の強化や女性、高齢者、障害者等の多様な人材の活躍促進

1 リカレント教育の拡充等による人材育成の強化、技能を尊重する機運の醸成

- 一般教育訓練給付について、キャリアアップ効果が高い講座を対象に（給付率を引き上げ）するとともに、専門実践教育訓練給付について、専門職大学の追加など対象講座を拡大
- 長期の教育訓練休暇制度を導入した事業主への人材開発支援助成金による支援を行うとともに、事業主によるe-ラーニングを活用した教育訓練を同助成金の対象に追加
- 様々な人材育成のニーズに対応し、最新かつ実践的な知識・技術の習得に資する教育訓練プログラムの開発・実証
- 人事・経理等のホワイトカラー職種の職業能力診断ツールの開発に向けた調査・研究を実施
- 危機管理を含めた企業のマネージメント力を引き上げるため、総合的なモデルカリキュラムを開発し、教育訓練の実施を支援
- 2023年技能五輪国際大会の我が国への招致や技能五輪国際大会に向けた「選手強化策パッケージ」の策定

2 若者・就職氷河期世代に対する就労支援等

- 「学卒者全員正社員就職」実現に向けて、大学等との連携強化による支援対象者の確実な把握の上、特別支援チーム等を活用した新規学卒者等の就職実現までの一貫した支援を強化
- 就職氷河期世代等の無業者を対象に就職支援と福祉支援をワンストップ型で提供するモデル事業を創設するなど、地域若者サポートステーション事業を強化

3 精神障害者など多様な障害特性に対応した就労支援の強化

- 精神障害者等の受入体制を整備するため、職業能力開発校において精神保健福祉士等の相談体制を強化するとともに、精神障害者を対象とした職業訓練をモデル的に実施する。

第3 外国人材受入れの環境整備等の推進

外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化

- 外国人技能実習に関する監理団体・実習実施者に対する実地検査及び相談援助等を実施する外国人技能実習機構の体制の強化

平成31年度人材開発統括官重点施策と予算案の概要について

平成31年度予算案 2,573(2,522)億円

第1 働き方改革による生産性向上の推進

34(29)億円

1 第4次産業革命に対応した人材育成・人材投資の抜本拡充 34(29)億円

全国の職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）等に設置している「生産性向上人材育成支援センター」において、各企業のニーズに応じたオーダーメイド型の在職者訓練や人材育成の相談対応等、総合的な事業主支援を実施する。

また、中小企業や製造現場等で働く人向けの基礎的ITリテラシー習得のための職業訓練コースを開発するとともに、開発したコースについて、生産性向上人材育成支援センターで実施する。

IT分野の人材育成を強化するため、ジョブ・カードの能力証明機能の強化やIT分野の能力開発・キャリア形成に関し、専門的知識を有するキャリアコンサルタントの育成・活用を促進する。

第2 人材投資の強化や女性、高齢者、障害者等の多様な人材の活躍促進

2,191(2,051)億円

1 リカレント教育の拡充【一部再掲】

947(800)億円

(1) キャリアアップ効果が高い講座の給付率引上げ等の教育訓練給付の拡充

一般教育訓練給付についてキャリアアップ効果が高い講座を対象に（給付率を引き上げ）するとともに、専門実践教育訓練給付について専門職大学の追加など対象講座を拡大する。

(2) 中小企業等の労働者を対象にした基礎的ITリテラシーの職業訓練の実施

【再掲】

33(28)億円

中小企業や製造現場等で働く人向けの基礎的ITリテラシー習得のための職業訓練コースを開発するとともに、開発したコースについて、全国の生産性向上人材育成支援センターで実施する。

(3) 正社員就職の実現を図る長期高度人材育成コースの推進

395(379)億円

ハロートレーニング（公共職業訓練）において、国家資格の取得等により、正社員就職を実現する長期の訓練の充実を図る。

(4) 事業主による e-ラーニングを活用した教育訓練の人材開発支援助成金の対象への追加 **519 (394) 億円**

リカレント教育機会の更なる拡充を図るため、事業主による e-ラーニングを活用した教育訓練を助成金の対象に追加する。

2 学び直しに資する環境の整備 【一部新規】 **532 (395) 億円**

(1) 長期の教育訓練休暇制度を導入した事業主への人材開発支援助成金による支援の実施 **519 (394) 億円**

長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた事業主に対して助成金による支援を実施する。

(2) 人材育成ニーズに対応した教育訓練プログラムの開発【新規】

9.7 (0) 億円

様々な人材育成のニーズに対応し、最新かつ実践的な知識・技術の習得に資する教育訓練プログラムの開発・実証を行う。

(3) 企業におけるキャリア形成支援策の普及とキャリアコンサルティングの質の向上【一部新規】 **1.9 (0.9) 億円**

セルフ・キャリアドック (※) の導入を希望する企業への支援について、支援メニュー及び拠点を拡充する。

また、キャリアコンサルタントの現場での実践力を強化するため、キャリアコンサルタントに対する指導のモデル的な実施を通じた調査・分析・ツール開発を行う。

※ セルフ・キャリアドック：労働者のキャリア形成を支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み。

(4) 人事・経理等のホワイトカラー職種の職業能力診断ツールの開発に向けた調査・研究【新規】 **0.3 (0) 億円**

ホワイトカラー職種の職業能力の見える化を進めるため、人事・経理等のホワイトカラー職種における職業能力診断ツールの開発に向けた調査・研究を行う。

(5) 企業における技術・技能の評価に関する活用実態の把握【新規】

0.2 (0) 億円

職業能力の見える化を推進するため、民間事業者等の協力の下、職業能力に係るニーズや、労働者の技術・技能に係る評価の賃金への反映状況等について調査を行う。

**(6)「企業のマネージメント力を支える人材育成強化プロジェクト事業(仮称)」の
実施【新規】** **0.3(0)億円**

危機管理を含めた企業のマネージメント力を引き上げるため、総合的なモデルカリキュラムを開発し、教育訓練の実施を支援する「企業のマネージメント力を支える人材育成強化プロジェクト事業(仮称)」を行う。

3 技能を尊重する機運の醸成 **5.3(5.5)億円**

(1) 2023年技能五輪国際大会の我が国への招致 **2.2(3.9)億円**

2023年技能五輪国際大会の日本・愛知県への招致に向けて、2019年8月の開催地選挙で選出されるために、支持基盤の強化を狙った戦略的な招致活動を行うとともに、投票時のプレゼンテーションにおいて、日本の魅力・開催意義等を効果的にPRする資料等を作成する。

(2) 技能五輪国際大会に向けた「選手強化策パッケージ」の策定 **3.1(1.7)億円**

技能五輪国際大会に向けた「選手強化策パッケージ」を策定することにより、世界レベルの高度技能者を集中的に育成し、企業・社会に展開していくとともに、企業等の人材投資への意識を向上させることで、日本全体の人材レベルのボトムアップを図る。

4 職業能力の見える化の推進 **39(46)億円**

職業能力の「見える化」の観点から、技能検定やジョブ・カードの強化・活用促進を図る。

5 女性の活躍促進に向けた職業能力開発の推進 **168(166)億円**

子育て女性や社会人のリカレント教育講座や土日・夜間講座、完全eラーニング講座等対象講座の多様化、利便性の向上を図る。

子育て女性等の早期再就職のため、託児サービス付き訓練などのハロートレーニング(公共職業訓練)の充実を図る。

6 若者・就職氷河期世代に対する就労支援等 【一部新規】 【一部再掲】 **170(168)億円**

(1)「学卒全員正社員就職」に向けた大学等と連携した就職支援の強化 **【一部新規】 84(82)億円**

「学卒者全員正社員就職」実現に向けて、大学等との連携強化により支援対象者の確実な把握を行い、特別支援チーム等を活用した新規学卒者等の支援対象者に対する就職実現までの一貫した支援の強化を図る。

(2) 就職氷河期世代を含む不安定就労者への支援【一部新規】 46(47)億円

いわゆる就職氷河期に就職時期を迎えた不安定就労者等に対し、職業訓練の実施や雇い入れた事業主に対する助成を行うとともに、ハローワークにおける担当者制によるきめ細かな職業相談等を実施する。

就職氷河期世代等の無業者を対象に地域若者サポートステーションの就労支援と自治体等の福祉支援をワンストップ型で継続的な提供を可能とする体制の整備や支援の充実を図るモデル事業を創設する。

(3) 若年無業者等の社会的・職業的自立のための支援の推進

【一部新規】 【一部再掲】 40(39)億円

地域若者サポートステーションと関係機関との連携強化等による、若年無業者等に対する切れ目のない就労支援の推進に加え、就職氷河期世代等の無業者を対象に、地域若者サポートステーションの就労支援と自治体等の福祉支援をワンストップ型で継続的な提供を可能とする体制の整備や支援の充実を図るモデル事業を創設するなど、地域若者サポートステーション事業の強化を図る。

7 精神障害者など多様な障害特性に対応した就労支援の強化 67(62)億円

障害者職業能力開発校において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に重点を置いた職業訓練を実施する。

また、精神障害者等の受入体制を整備するため、職業能力開発校（一般校）において精神保健福祉士等の相談体制を強化するとともに、精神障害者を対象とした職業訓練をモデル的に実施する。

8 ハロートレーニングによるセーフティネットの確保【一部新規】 【一部再掲】 1,379(1,375)億円

求職者の安定した就職の実現につなげるため、地域のニーズに対応した効果的なハロートレーニングを推進する。

第3 外国人材受入れの環境整備等の推進 65(36)億円

1 外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化【一部推進枠】 64(35)億円

外国人技能実習制度の適正な運用を図るため、監理団体・実習実施者に対する実地検査及び外国人技能実習生に対する相談援助等を実施する外国人技能実習機構の体制を強化する。

2 人材開発分野における国際協力の推進 1.1(1.2)億円

ASEAN等に対して、二国間及び国際的な枠組みにより技能評価システム及び職業訓練実施方法のノウハウの移転を促進し、同地域内の技能水準の底上げを図る。

主要事項の担当課室名

項 目	担当課室名（内線）
第1 働き方改革による生産性向上の推進	
1 第4次産業革命に対応した人材育成・人材投資の抜本拡充	訓練企画室【職業訓練関係】 (5609) キャリア形成支援室【ジョブ・カード、キャリアコンサルタント関係】 (5959) 5975
第2 人材投資の強化や女性、高齢者、障害者等の多様な人材の活躍促進	
1 リカレント教育の拡充	
(1) キャリアアップ効果が高い講座の給付率引上げ等の教育訓練給付の拡充	若年者・キャリア形成支援担当参事官室 (5937)
(2) 中小企業等の労働者を対象にした基礎的ITリテラシーの職業訓練の実施	訓練企画室 (5609)
(3) 正社員就職の実現を図る長期高度人材育成コースの推進	訓練企画室 (5926)
(4) 事業主によるe-ラーニングを活用した教育訓練の人材開発支援助成金の対象への追加	企業内人材開発支援室 (5935)
2 学び直しに資する環境の整備	
(1) 長期の教育訓練休暇制度を導入した事業主への人材開発支援助成金による支援の実施	企業内人材開発支援室 (5935)
(2) 人材育成ニーズに対応した教育訓練プログラムの開発	政策企画室 (5648)
(3) 企業におけるキャリア形成支援策の普及とキャリアコンサルティングの質の向上	キャリア形成支援室 (5975)
(4) 人事・経理等のホワイトカラー職種の職業能力診断ツールの開発に向けた調査・研究	能力評価担当参事官室 (5942)
(5) 企業における技術・技能の評価に関する活用実態の把握	能力評価担当参事官室 (5942)
(6) 「企業のマネージメント力を支える人材育成強化プロジェクト事業(仮称)」の実施	政策企画室 (5648)
3 技能を尊重する機運の醸成	
(1) 2023年技能五輪国際大会の我が国への招致	能力評価担当参事官室 (5942)
(2) 技能五輪国際大会に向けた「選手強化策パッケージ」の策定	能力評価担当参事官室 (5942)
4 職業能力の見える化の推進	能力評価担当参事官室【技能検定関係】 (5942) キャリア形成支援室【ジョブ・カード関係】 (5959)
5 女性の活躍促進に向けた職業能力開発の推進	若年者・キャリア形成支援担当参事官室【土日・夜間講座、完全e-ラーニング講座関係】 (5937) 訓練企画室【ハロートレーニング関係】 (5926)
6 若者・就職氷河期世代に対する就労支援等	
(1) 「学卒全員正社員就職」に向けた大学等と連携した就職支援の強化	若年者・キャリア形成支援担当参事官室 (5937)
(2) 就職氷河期世代を含む不安定就労者への支援	若年者・キャリア形成支援担当参事官室 (5937)
(3) 若年無業者等の社会的・職業的自立のための支援の推進	若年者・キャリア形成支援担当参事官室 (5937)
7 精神障害者など多様な障害特性に対応した就労支援の強化	特別支援室 (5962)
8 ハロートレーニングによるセーフティネットの確保	訓練企画室 (5926)
第3 外国人材受入れの環境整備等の推進	
1 外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化	海外人材育成担当参事官室 (5603)
2 人材開発分野における国際協力の推進	海外協力室 (5957)

全国厚生労働関係部局長会議(人材開発統括官)

2. 公的職業訓練の効果的・効率的な実施について

- 公的職業訓練の認知度を上げ、真に必要としている方に利用していただくためには、積極的な広報戦略の展開が重要。
- 公的職業訓練をより一層効果的なものとするためには、地域の訓練ニーズの共有や就職支援等に関して、労働局等の関係機関との連携が重要。

⇒ 今後の方向性、今後取り組んで頂きたい事項

- 労働局が開催する地域訓練協議会を活用した地域の訓練ニーズの共有やそれを踏まえたコース設定をお願いしたい。また、今年度より、委託訓練において、①地域のコンソーシアムを形成し、各地域の人材育成ニーズ等を踏まえた見直しを行うことで高い就職率を目指す訓練コースや②第4次産業革命を迎えるに当たり、全ての労働者が標準的に身につけておくべき基礎的ITリテラシーを習得するコースを新設しているため、コースの設定促進に向けた積極的な取組をお願いしたい。
- 非正規雇用労働者等を対象とした長期の訓練コースについては、予算の確保や訓練実施機関の確保など、コースの設定促進に向けた積極的な取組をお願いしたい。
- 訓練修了までに就職が決まらない可能性のある者について、訓練修了1か月前を目処に漏れなくハローワークへ誘導するなど、ハローワークと連携した受講者への就職支援等の徹底をお願いしたい。
- 精神障害者等の受入体制の強化を図るため、平成31年度予算案では、一般校への精神保健福祉士等の配置について増額計上しており、相談体制の強化に向けた検討を予めお願いしたい。また、一般校で精神障害者に対する訓練のモデル的な実施について、平成31年度予算案では新規分も計上しており、実施に向けた積極的なご検討を予めお願いしたい。
- 公的職業訓練等の広報については、今年度AKB48チーム8をハロートレーニングアンバサダーとして任命しPRに努めているところ。求職者が減少する中で求職者のみならず事業主にも、訓練の内容や生産性向上の観点からの有用性などについてもPRしていただきたい。

委託訓練における「地域レベルのコンソーシアムによる開発等訓練コース」の創設

平成31年度予定額 11億円(11億円)

業界団体・民間教育訓練機関・都道府県をはじめとする行政機関等によるコンソーシアムを形成し、地域における人材育成ニーズ等を踏まえて見直し・開発した訓練カリキュラムを都道府県から民間教育訓練機関等へ委託訓練(離職者訓練)として実施。

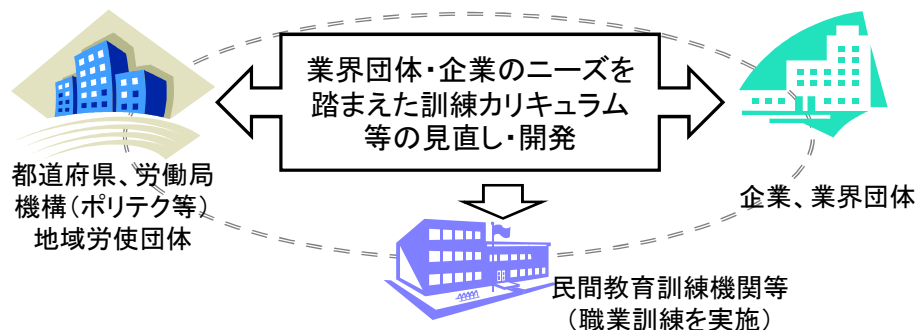
【目的と課題】

- ・ 既存の委託訓練の中には就職率が低調な訓練コースも見られるなど、地域ニーズを踏まえた適切なコース設定が十分にできておらず、訓練内容の見直し等の取り組みも十分でない。
- ・ 各地域の産業施策を踏まえた訓練コースについては、現行制度の枠組みでは訓練設定が難しい課題(単価等)もある。

【地域レベルのコンソーシアム】

- ◇ 地域の関係者間のネットワークを構築し、企業・業界団体が求める知識・技能を訓練内容に取り込む。
- ◇ 過去に実施したコンソーシアム事業で得られた以下のようなポイントも踏まえ、訓練内容の見直し又は開発に取り組む。
 - ① 関連資格の取得を考慮したカリキュラムの構成
 - ② 訓練期間中のきめ細やかな就職支援
 - ③ 訓練を実施できていない分野におけるニーズを踏まえた新規設定
 - ④ 企業実習型(日本版デュアルシステム)の活用

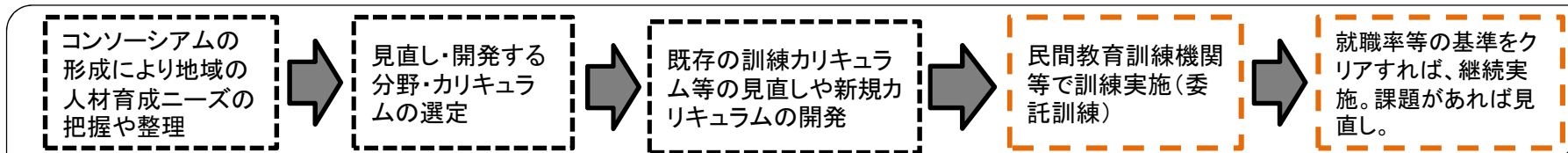
【コンソーシアムのイメージ】



【コンソーシアムによる開発等訓練コースの内容】

- ◆ 地域における求人ニーズや産業施策を踏まえ新規開発したコース
- ◆ 求人企業における人材ニーズ等を踏まえ既存の訓練のカリキュラムなどを見直したコース
- ◆ 委託費単価の上限9万円。
- ※ 実施した訓練を各地域に定着させるため、「地域レベルのコンソーシアムによる開発等訓練コース」として継続して実施できる期間は3箇年度とし、その後は他の訓練課程での実施とする。
- ※ 2箇年度目以降の実施に当たっては就職率や充足率の継続基準を満たしていることを要件とするほか、受講者数や就職率の実績を都道府県別に公表する。

【訓練コース開発等の流れ】



第4次産業革命による技術革新に対応した基礎的ITリテラシー習得のための職業訓練の実施

平成31年度予定額 7.1 (7.0)億円

- ◆ 第4次産業革命による産業構造の変化や人材の流動化に対応するため、労働者の能力開発が一層重要となる中、特にITリテラシーはIT業界に限らず、ITを活用する全産業の人材に求められている。
- ◆ 「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)においても「年代・職種を問わず、様々な人材が多様な機会を通じて基礎的なIT・データスキルを身につけることは重要」とされている。
- ◆ このため、基礎的なITリテラシーを習得するための職業訓練を実施し、働く人々のIT力の強化を図る。

様々な職業への就職を希望する方々を対象とした職業訓練(離職者訓練)

これからの社会人が標準的に装備しておくべき基礎的ITリテラシーを習得する職業訓練コースを設定し、他の公的職業訓練との連続受講も可能とすることにより、希望の職業への就職を実現する。

◇ 訓練の概要

- ・ 実施機関及び内容: 民間訓練機関を活用し、職種を問わず必要となる基礎的ITリテラシーを習得するカリキュラム
- ・ 受講対象者: あらゆる職種への就職を希望する求職者
- ・ 平成31年度計画数: 0.5万人



非正規雇用労働者等への長期高度人材育成コースの推進

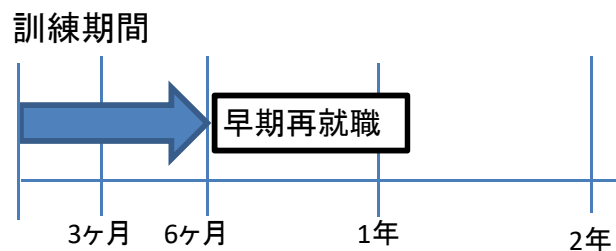
平成31年度予定額 395(379)億円

公共職業訓練(委託訓練)において、これまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースを拡充し、高い可能性で正社員就職に導くことができる充実した訓練を実施する。

※対象者はハローワークに求職登録している非正規雇用労働者等。

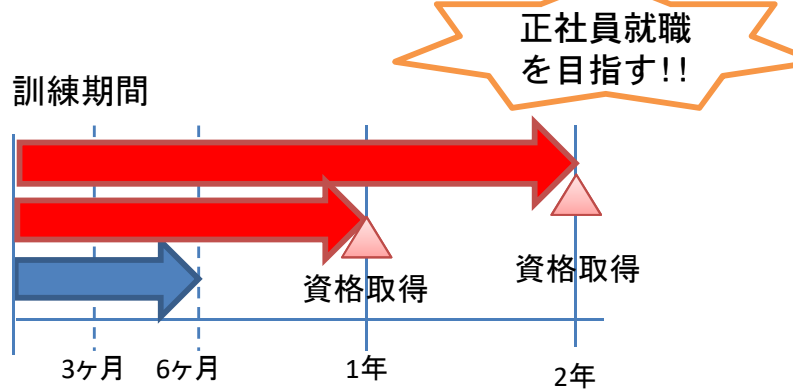
これまでの委託訓練コース

- 離職者訓練の期間は、主に原則3~6ヶ月の短期の訓練



長期高度人材育成コース

- 国家資格の取得等ができる**1~2年の長期の離職者訓練を推進**



さらに、就職後の定着指導やフォローアップの支援を行う。

コース例: 介護福祉士、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、栄養士、ITSSLレベル3以上のITスキル講座 など

報道関係者 各位

平成 30 年 9 月 10 日

【照会先】

人材開発統括官付

参事官（人材開発政策担当）付

政策企画室長 立石 祐子

室長補佐 中嶋 未生

（代表電話）03(5253)1111(内線 5963)

（直通電話）03(3595)3403

AKB48 チーム 8 を「ハロートレーニングアンバサダー」に任命しました ～ 9 月 18 日に厚生労働大臣への表敬訪問を実施～

厚生労働省では、このたび、希望する職業への就職やキャリアアップのために必要な職業スキルや知識の習得の支援策であるハロートレーニングなど人材開発施策全体の周知・広報活動を行う「ハロートレーニングアンバサダー」を設置し、AKB48 チーム 8 を任命しました。今後の活動に先駆けて、9 月 18 日に、AKB48 チーム 8 を代表して 3 人のメンバー*が、加藤 勝信 厚生労働大臣への表敬訪問を予定しています。

- * 関東エリア 神奈川県代表 小田 えりな さん
- 関東エリア 新潟県 代表 佐藤 栞 さん
- 関西エリア 京都府 代表 太田 奈緒 さん

トップアイドルを目指して日々歌やダンスなどのトレーニングに励む AKB48 チーム 8 の皆さんが、希望する職業への就職やキャリアアップを目指す方々と「夢に向かって日々地道に努力する」という点で共通していることから、今回、アンバサダーに任命しました。

今後はアンバサダーとして、全国の職業能力開発施設への訪問や各種技能競技大会などのイベント出演といった活動を通じてスキルアップやキャリアアップの重要性を伝えていただくことで、生涯を通じた能力開発の機運の醸成に繋がることを期待しています。

【「ハロートレーニングアンバサダー」大臣表敬訪問の概要】

日 時：平成 30 年 9 月 18 日（火）14：00～14：15

場 所：中央合同庁舎第 5 号館 厚生労働大臣室（10 階）
（東京都千代田区霞が関 1-2-2）

*取材をご希望の場合、事前申込が必要です。

別添の申込書にご記入の上、9 月 14 日（金）17：00 までにお申し込みください。

[別添] 取材申込書

【「ハロートレーニングアンバサダー」プロフィール】

■AKB48 チーム 8



2014年、「会いに行けるアイドル」として活動してきたAKB48から「会いに行くアイドル」をコンセプトにして生まれたチーム。全国47都道府県で開催されたオーディションによって各都道府県から1人ずつ選出されたメンバーで構成され、地域に密着した活動を特色としている。

■任命理由

若者・女性に人気の高いAKB48グループの中で、地域密着型のチームで各都道府県にメンバーが所在。歌、ダンス、芝居などのトレーニングを通じ、トップアイドルを目指し常に学びがんでいる姿が、就職やキャリアアップを支援する人材開発施策との親和性が高く、若者・女性への訴求効果が期待される。

■アンバサダーのミッション

- 生涯を通じた能力開発の機運を醸成すること
- 人材開発施策（企業による人材育成支援、個人のキャリア形成支援、ものづくり職種の訓練等）に対する理解を促し、認知度を向上させること
- 若者、女性に対し「技能のかつこよさ」を伝えること

【今後の活動予定】 ※詳細については、調整中。

■メディアツアー（職業訓練施設見学、職業訓練体験など）

（大阪府）9月下旬～10月上旬、（東京都）11月～12月

■各種技能競技大会のステージイベント出演

（沖縄県）技能五輪全国大会併催イベント：11月2日～5日のうちいずれか1日

（愛知県）少年少女技能大会（アイチータ杯）併催イベント：11月



全国厚生労働関係部局長会議(人材開発統括官)

3. 若年者雇用対策について

- 若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成の取組みに積極的で、雇用管理が優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定している。
- 地域若者サポートステーション(以下「サポステ」という。)事業は、地方公共団体と協働して、若者支援のノウハウを有する民間団体に委託し、実施している。

今後の方向性、今後取り組んで頂きたい事項

- 「ユースエール認定制度」について、平成30年11月末時点で認定企業が450社となっている。都道府県等の立場での制度の周知広報や公共調達での優遇等を通じて、管内の中小企業に積極的な取得を促していただきたい。
- サポステ事業の推進に当たっては、地方公共団体の果たす役割が非常に重要であり、若者雇用促進法においても、地方公共団体は国の措置と相まって、地域の実情に応じて必要な措置を講ずるよう努める旨規定されている。各地方公共団体においてはこれまでも、予算措置、場所の確保、人的支援やネットワーク構築に係る調整等、事業運営に当たり大きな役割を果たしていただいているが、平成31年度事業の調達についても、近日中に公示される予定であるが、予算措置、学校等関係機関との連携強化の視点を含め、地方公共団体の立場で一層のご尽力いただくようお願いする。

若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。



<認定マーク>

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます。 ① キャリアアップ助成金 ② 人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金） ③ トライアル雇用助成金 ④ 特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）
5	日本政策金融公庫による融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から-0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、平成30年8月10日現在（期間5年以内）：中小企業事業1.16%、国民生活事業1.81%です。 ※ 適用利率は、資金使途、返済期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html
6	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。 ※ 公共調達における加点評価の仕組みは、原則平成28年度中に開始。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められます。



Q どのような企業が認定企業になることができますか？

A 以下の認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

【認定基準】

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
		・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※3
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※4
		・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※5
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
		・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※6	
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※7	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者及び他社の事業所で請負業務に従事する者は除きます。

※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

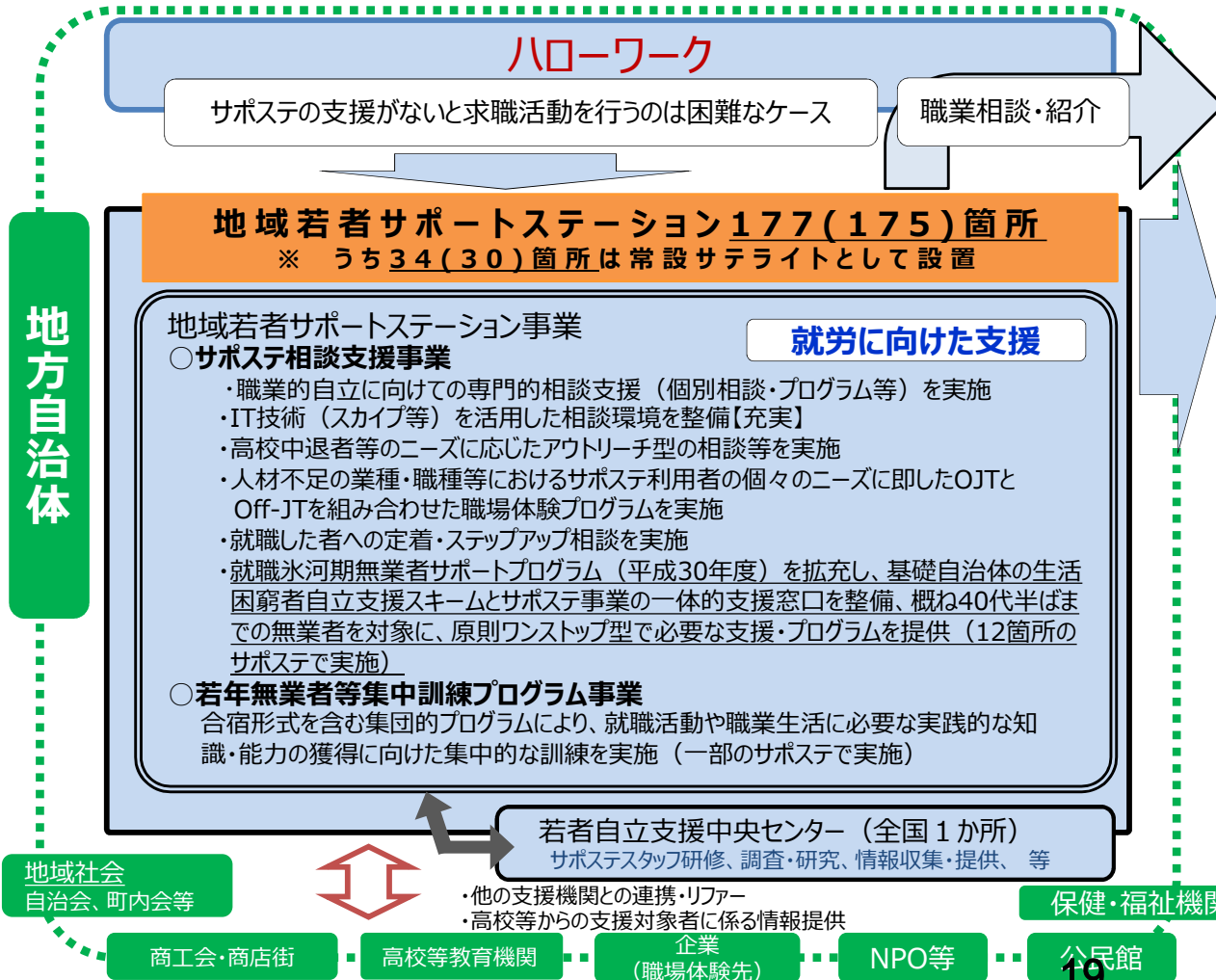
A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。
（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）

- 若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者（ニート※1）の数は近年、50万人台半ばで高止まりしている。
- これらの者の就労を支援することは、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要。
- このため、若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「**地域若者サポートステーション**」（※2）において、地方自治体と協働し（※3）、**職業的自立に向けての専門的相談支援、高校中退者等に対する切れ目ない支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等**を実施。
- さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）等を踏まえ、高校中退者等へのアウトリーチ型の就労支援の充実、「就職氷河期世代」にあたる無業者への支援のモデルの開発、定着・ステップアップ支援の強化に取り組む。

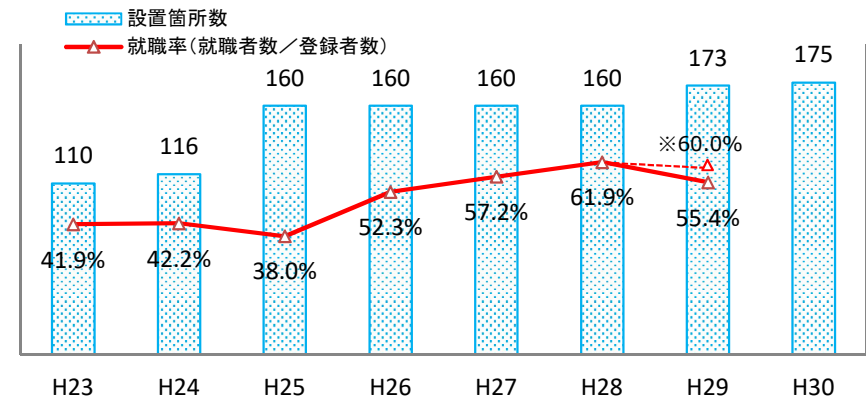
（※1 15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者 ※2 H18年度～。若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等 実施。15～39歳対象 ※3 地方自治体から予算措置等）



【サポステの実績（平成29年度末現在）】

- 平成18年事業開始以来の進路決定者数（累計） **125,296人**
- うち、「新成長戦略」に基づく政府目標「進路決定者数10万人」（平成23～32年度）に対する進捗状況 **108,389人** →**目標達成**

進路決定者数(人)	うち就職者数(人)	登録者数(人)	就職率(%)	総利用件数(件)	相談件数(件)	セミナー等参加者数(人)
10,184	8,930	16,122	55.4 ※(60.0)	474,749	287,730	187,019



* 平成27年度より、「就職者」について雇用保険被保険者になり得る就職者に限定、さらに平成29年度より、雇用保険被保険者であることを書類により確認できる場合に限定
 ※ 平成28年度と概ね同定義で把握した場合

全国厚生労働関係部局長会議(人材開発統括官)

4. 技能振興施策・技能検定制度について

- ものづくり分野においては、若者のものづくり離れ等に伴い、就業者数の減少が進んでおり、若者をはじめとする人材の確保・育成対策を推進することが求められている。こうした背景を踏まえ、技能振興施策の充実を進めている。
- 2023年の技能五輪国際大会の日本・愛知県への招致に立候補。
- 技能検定等の職業能力検定は、引き続き、適切に実施していく必要がある。

⇒ 今後の方向性、今後取り組んで頂きたい事項

＜技能五輪関係＞

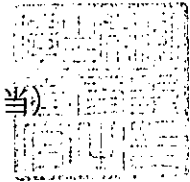
- 来年度の技能五輪全国大会は、11月に愛知県において実施。各地の技能振興につながるきっかけとなることから、都道府県のトップレベルにもご認識いただき、大会の参加に向けた選手の送り出しへのご協力をお願いしたい。
- 2022年度実施予定の技能五輪全国大会に係る共催都道府県の募集について、積極的なご検討をお願いしたい。
- 技能五輪国際大会の招致は、日本の技能や技術力の高さを世界にアピールするとともに、日本の若者の技能を高める絶好の機会であり、政府としても招致実現に向け精力的に取り組んでいく。

＜技能検定試験関係＞

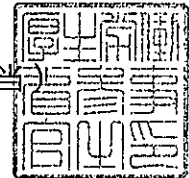
- 不適切事案を防ぐため、適切な業務指導を行っていただくとともに、技能検定の実施体制の整備及び関係予算の確保に努めていただき、都道府県職業能力開発協会とも連携の上、適正な技能検定試験制度の運用をお願いする。
- 若年者の受検料減免措置については、平成31年度においても引き続き実施する予定であるので、当該制度の利用勧奨・周知等をお願いする。

各都道府県職業能力開発主管部（局）長 殿

厚生労働省参事官（人材開発政策担当）



厚生労働省参事官（能力評価担当）



2022 年度技能五輪全国大会及び全国障害者技能競技大会の開催に係る共催の募集について

人材開発行政の運営につきましては、日頃より格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では民間団体等に委託して、毎年度、技能五輪全国大会を実施しており、当該大会の開催に当たっては、地域における技能振興の観点も踏まえ、都道府県との共催を積極的にお願ひしてきたところです。

また、技能五輪全国大会及び全国障害者技能競技大会（以下「全国アビリンピック」という。技能五輪全国大会と併せて「両全国大会」という。）を一層意義深いものとするため、両全国大会を同時又は同一時期に、同一地域で開催するよう取り組んでおります。

今般、2022 年度の両全国大会の開催について、共催を募集することといたしますので、貴都道府県におかれましては、下記を御確認の上、2022 年度両全国大会の開催について積極的に御検討くださいますようお願いいたします。

記

第 1 開催時期

原則として、2022 年 10 月から 11 月（人材開発促進月間）までの期間に開催する。

第 2 実施主体

- 1 技能五輪全国大会は、厚生労働省、厚生労働省がその実施を委託する機関及び当該都道府県が、共催により開催する。
- 2 全国アビリンピックは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）と当該都道府県が、共催により開催する。

第3 開催希望の表明方法

1 提出書類

技能五輪全国大会にあつては人材開発統括官あてに、全国アビリンピックにあつては機構理事長あてに、以下の文書をそれぞれ提出すること。

- ① 都道府県知事名の要請文
- ② 開催基本計画案（共催を希望するに当たつての趣旨、開催予定時期、会場、運営体制、予算規模、独自併催事業等）

2 提出時期等

平成30年12月末日

（提出先）

○ 人材開発統括官あて（技能五輪全国大会）

厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室技能競技大会推進係
〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
TEL03-5253-1111（内線5944）

○ 機構理事長あて（全国アビリンピック）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
雇用開発推進部雇用開発推進課業務係
〒261-0014 千葉市美浜区若葉3-1-3
TEL043-297-9516

第4 留意事項

1 開催要件

両全国大会の開催に当たつて必要な会場や宿泊施設等主な開催要件は、技能五輪全国大会にあつては以下のとおりとし、全国アビリンピックにあつては機構から別途通知する。

なお、技能五輪全国大会について、より詳細な開催要件の把握が必要な都道府県におかれては、必要な資料について上記第3の2に記載の担当係まで連絡すること。

（1） 競技施設関係について

ア 競技会場（別添1も併せて参照すること。）

（ア）別添1のとおり、総床面積46,000㎡以上を確保できること。ただし、下記3（4）に留意すること。

（イ）床面は、水平、平滑であり、競技職種ごとに必要な重量に耐えられる床面であること。（精密機器組立て職種の機械など、約1トンの重量物を設置する必要があるため。）

（ウ）次に掲げる競技職種については、ガス、火気、水を使用できる会場であること。

a 火気使用職種（ガスボンベ等）

構造物鉄工、電気溶接、自動車板金、曲げ板金、貴金属装身具、洋菓子製造、西洋料理、日本料理、冷凍空調技術、

b 火気使用職種（ガストーチ等）

配管、電気、レストランサービス

ｃ 水使用職種

電気溶接、タイル張り、配管、左官、貴金属装身具、フラワー装飾、美容、理容、洋菓子製造、西洋料理、日本料理、レストランサービス、冷凍空調技術

- (エ) 自動車板金、曲げ板金等の職種については、大きな音の出る競技職種があるため、隣接の競技職種等との調整や周辺への騒音対策が必要であること。
- (オ) 抜き型、構造物鉄工、電気溶接、自動車板金、曲げ板金、石工、冷凍空調技術等の職種については、粉塵等が出るため、換気対策が必要であること。
- (カ) 旋盤、フライス盤等の職種については、持参工具置き場と競技会場までの導線の確保が必要であること。
- (キ) 競技職種によっては多量の電力を使用するため、電気容量の確保が必要であること。
- (ク) 汎用機械は、適切な隙間が確保できること。また、選手が同条件で実施できるように同一メーカーかつ同一機種の機械を一定数量確保すること。また、機械状態の均一な整備が必要であること。
- (ケ) 会場設営に十分な日程（これまでの実績では、2日間の競技日程に対して会場の予約は1週間程度）を確保できること。なお、抜き型、精密機器組立て、旋盤及びフライス盤等の職種については、事前・事後の機器整備、選手の事前練習期間等を考慮した日程（これまでの実績は1ヶ月程度）が確保できること。
- (コ) 競技エリアの周囲に来場者の観戦エリア及び通行エリアを確保できること。
- (サ) 競技職種ごとに競技委員控室、選手控室等を確保できること。
- (シ) 競技に必要な作業台、機械設備等を設置できること。
- (ス) 機器等の搬入に必要な出入口等を確保できること。
- (セ) 競技に必要な機器の確保・準備が見込めること。
- (ソ) 全競技職種を同一会場又は隣接する会場で実施できることが望ましいこと。なお、会場が分散する場合は、来場者が競技期間中に全会場を見学できるよう各会場間のアクセスを考慮すること。

イ 開閉会式会場

2,500人程度収容できる会場を確保できること。

(2) 宿泊施設

大会関係者 2,000人程度が宿泊できる施設を確保できること（競技会場まで30分以内にあることが望ましいこと。）。

なお、この外に選手関係者、一般来場者の宿泊も見込まれるので、それも見越して十分な施設があることが望ましいこと。

2 開催地の決定

要請文の受領後、現地調査及び開催基本計画案の検討を行い、十分審査・協議した上で、開催を予定する都道府県を決定する。

3 その他

(1) 若年者ものづくり競技大会

2022年度技能五輪全国大会を共催することが決定した都道府県において、2020年度若

年者ものづくり競技大会（以下「若年大会」という。）を実施する可能性があること。
なお、若年大会は厚生労働省が実施するが、開催都道府県となった場合は、会場確保等について御協力をお願いすることがあること。

(2) 職業能力開発校の整備について

技能五輪全国大会の開催に当たっては、競技職種に使用する機械設備等の準備を共催都道府県にお願いしている。

職業能力開発校の設備や機械等の整備は、技能五輪全国大会の開催のために行うものではないものの、技能五輪全国大会後に、当該設備や機器等のレガシーを訓練において活用することを前提として、老朽化している設備や機器等を整備する場合、「職業能力開発校施設整備費等補助金」の活用について、緊急度や必要度が高いとみなすこともあり得ること。

(3) 技能五輪国際大会に向けた機運醸成の取組について

現在、厚生労働省においては2023年に開催される技能五輪国際大会（以下「国際大会」という。）の日本・愛知県への招致に向けて取り組んでいるところであり、開催地は2019年8月に決定される予定である。我が国での国際大会開催が決定した場合、2022年度技能五輪全国大会においても、国際大会と連動したイベントの開催等、共催都道府県における積極的な技能尊重気運醸成の取組が重要となること。

(4) 競技職種の追加等について

平成30年度技能五輪全国大会における競技実施職種は42職種であったが、2023年技能五輪国際大会に向け日本選手の国際大会参加職種数を増やすとともに成績を向上させるため、職種数を増加して実施する可能性があることから、競技施設の確保等に当たっては十分留意すること。

(5) 国及び県の業務及び経費の分担について

別添2のとおりとすること。なお、内定後において(4)に掲げる職種数の増加や、既存の職種において国際大会に向けた競技ルールや競技設備の変更等に伴う経費の増加が生じることがあるので留意すること。

技能五輪全国大会 競技職種別詳細要件について

職種名	想定選手数 (人)	必要エリア (㎡)	必要電力容量		水気使用 (ガスボンベ 等)	火気使用 (ガスストーブ等)	水使用	騒音対策 要	換気対策 要	その他	(参考) 第51回大会実績							
			kw(100v)	kw(200v)							合計電力容量 kw(100v) kw(200v)	選手数 (人)	競技会場 面積 (㎡)	選手控室 面積 (㎡)	委員控室 面積 (㎡)	合計		
1 機械組立て	48	1208.8	9.6	24.0							40	7.7	20	544.7	331.4	30	122.8	1028.9
2 抜き型	40	1928.0	32.0	84.0						アライズ機11台以上設置必要 (47台×10台、予備1台程度)	32	25.2	66.6	1008	288	144	144	1584
3 精密機器組立て	20	992.0	8.0	76.0							16	6.8	60	624	48	64	88	824
4 メカトロニクス	100	1655.9	80.0	0.0							66	53.1	—	846.7	40	145.5	210.4	1242.6
5 機械製図	53	1927.5	84.8	0.0							33	53	—	696.8	43	45.5	116	901.3
6 旋盤	55	555.0	5.5	71.5						旋盤16台以上設置必要 (47台×14台、予備2台程度) フライス盤16台以上設置必要 (47台×13台、予備3台程度)	78	6	100	441	220	30	85	776
7 フライス盤	50	665.0	10.0	125.0						旋盤設置が必要、旋盤に電源設備が ない場合は、可換式電源機11台程度 が必要(47台×11台)。	44	10.5	108	384.8	120	30	85	619.8
8 構造物鉄工	20	789.3	28.0	200.0							22	30.2	219.1	632.6	120	30	79.3	861.9
9 電気溶接	43	774.2	43.0	627.8							33	31.9	481.4	441.6	95	30	56.2	622.8
10 木型	15	481.8	7.5	0.0							9	4.4	—	224.1	29	32.4	29.4	314.9
11 タイル張り	11	291.4	5.5	0.0							6	3.2	—	123	10	20	29.4	182.4
12 自動車板金	23	1548.5	50.6	0.0						競技で大きな音が出るため、車庫会 場又は音を遮断できる設備がある会 場で実施。	21	45.2	—	1081.5	231	30	70.5	1423
13 曲げ板金	11	754.8	16.5	0.0						競技で大きな音が出る	6	8.8	—	344.8	30	20	52.8	447.6
14 配管	72	1031.8	7.2	0.0							38	4.9	—	384.88	24	181	58.8	648.7
15 電子機器組立て	51	921.0	25.5	0.0							63	33.1	—	856.8	60	40	116	1072.8
16 電工	51	1153.0	15.3	20.4							44	14.2	16.1	873.7	53	53.1	28.9	1008.7
17 工場電気設備	19	1246.4	28.5	108.3							7	10.5	40	416	23	20	29.4	488.4
18 石工	12	314.0	6.0	0.0							9	4.4	—	160.3	37	30	20	247.3
19 左官	24	1729.4	26.4	0.0							7	8	—	434.2	56	20	29.4	539.6
20 家具	34	1395.4	51.0	34.0							25	37.1	24.5	924.8	40	40	29.4	1034.2
21 建具	10	539.4	23.0	18.0							6	13.6	11	277.2	14	20	29.4	340.6
22 建築大工	91	1440.6	9.1	0.0							86	6	—	1173.4	12	120	46.6	1352
23 真鍮塗装研削	11	251.4	13.2	0.0							7	8.5	—	86.4	20	20	66.4	192.8
24 フラワー装飾	84	1117.4	8.4	0.0							50	4.3	—	550	34	80	29.4	693.4
25 美容	54	639.4	86.4	0.0							45	70.1	—	433	23	70	29.4	555.4
26 理容	26	537.4	44.2	0.0							17	28.1	—	281.3	17	40	29.4	367.7
27 洋裁	26	537.4	26.0	0.0							15	15.4	—	251.1	19	40	29.4	339.5
28 洋菓子製造	35	525.0	42.0	0.0						作業台18台以上、オーブン(3段)5台以上 設置必要 (47台×13台)	33	38.5	—	374	40	40	30	484
29 自動車工	12	1358.0	22.8	0.0							7	13	—	762.7	0	20	30	812.7
30 西洋料理	69	622.0	6.9	0.0						作業台、ガス台18台以上設置必要 (47台×18台)	34	2	—	257	0	40	30	327
31 漬物	76	7748.4	7.6	0.0							44	4	—	4437	12.4	45	27.4	4521.8
32 和裁	16	277.4	6.4	0.0							19	8.3	—	205.4	40	40	29.4	314.8
33 日本料理	79	961.0	0.0	0.0						作業台、ガス台20台以上設置必要 (47台×20台)	60	1	—	540.8	20	150	100	810.8
34 レストランサービス	26	1180.8	5.2	0.0						塗装ブース必要、2台あれば尚よい	13	3.1	—	514	38	30	58.8	640.8
35 単体塗装	12	686.0	44.4	24.0							6	22	12	295.8	20	20	30	365.8
36 冷凍空調技術	34	1073.5	23.8	0.0							17	12.6	—	486	30	30	23.5	569.5
37 ITネットワークシステム管理	12	335.4	24.0	0.0							10	19.6	—	221.2	9	30	29.4	289.6
38 情報ネットワーク施工	24	587.4	12.0	0.0							22	11.9	—	429.6	96	30	29.4	585
39 ウェブデザイン	22	236.0	13.2	0.0							24	14	—	165.6	10	30	30	235.6
40 とび	20	4154.8	6.0	0.0						床面が水平である場所	13	3.5	—	2657.6	12.4	15	39.8	2724.8
41 庶務管理	20	220.0	16.0	0.0							20	15	—	160	0	30	30	210
42 移動式ロボット	16	428.0	20.8	0.0						完全遮光ができること。	12	15	—	275	0	30	30	335

(注)

- ・原則、第51回大会をベースに算定している。
- ・想定選手数は、第47回～第56回大会の実績から推計したものである。
- ・必要エリアには、来場者の観戦エリア・通行エリアは含んでいないため、別途確保が必要となる。
- ・その他、十分な広さの搬出入口、会場内の照度、遮光設備等が必要となる。

※時計修理は第50回の数値(「(参考) 第51回大会実績」には含まれない)

技能五輪競技大会における国と共催県との役割分担(予定)

区分	番号	業 務 項 目	業務分担		経費負担		備 考
			国	開催県	国	開催県	
開閉会式	1	会場の確保及び借用		○		○	
	2	会場の設営・撤収		○		○	
	3	開閉会式運営の調達		○		○	
	4	各種マニュアルなどの作成		○		○	
	5	プログラムの作成		○		○	
	6	来賓への案内	○	○	○	○	県は県内関係者
	7	都道府県選手団との連絡調整	○	○	○	○	国は県旗の調整
	8	メダル、賞状、盾の作成・配布	○	○	○		
	9	成績表の作成	○				
	10	成績表の配布		○		○	
競技運営関係	1	運営委員、競技委員の推薦依頼及び委嘱	○	○	○	○	県は開催県委員分旅費のみ
	2	後援名義の依頼	○	○			県内市町村は県の判断
	3	合同委員会等の開催	○	○	○	○	県は開催県委員分旅費のみ
	4	競技委員会の開催	○		○	○	県は開催県委員分旅費のみ
	5	競技課題の作成・公表・印刷	○		○		
	6	競技委員との連絡調整	○		○		
	7	選手の推薦依頼及び決定	○				
	8	都道府県選手団及び参加者との連絡調整	○				
	9	選手及び競技委員への保険の付保	○		○		
	10	一般来場者及び施設への保険の付保		○		○	
インフラ整備等	1	選手の手参工具の搬入搬出	○		○		
	2	競技日程の取りまとめ及び決定	○				
	3	競技会場の確保、スケジュール調整		○		○	
	4	競技会場の設営、設営スケジュール作成		○		○	競技会場内の運搬を含む
	5	競技用機器、機材の調達・輸送		○		○	
	6	競技用材料、測定具及び消耗品の調達・輸送	○		○		
	7	競技用廃材・廃液の処理	○		○		
	8	一般及び設営用廃材の処理		○		○	
	9	競技用機器等のメンテナンス(事前)		○		○	新規分償らし運転を含む
周知・広報	1	併催イベントの開催	○	○	○	○	
	2	PRブースの原稿の作成	○		○		委員への謝金
	3	ポスターの作成配布	○	○	○	○	全国展開
	4	スキルハンドブック、選手団名簿の作成	○		○		
	5	1～4以外の大会PR活動	○	○	○	○	
	6	マスコミ対応(質疑応答等)	○	○			
宿泊・輸送	1	シャトルバスの確保、運行管理		○		○	
	2	競技委員等及び選手の弁当の手配	○		○		
	3	宿泊施設の確保(競技関係者を含む)		○			
	4	競技委員等の宿泊	○		○		
	5	選手団及び関係者への宿泊施設の斡旋		○			

開政発 1226 第 1 号
開評発 1226 第 1 号
平成 30 年 12 月 26 日

各都道府県職業能力開発主管部（局）長 殿

厚生労働省参事官（人材開発政策担当）
厚生労働省参事官（能力評価担当）
（ 公 印 省 略 ）

2022 年度技能五輪全国大会及び全国障害者技能競技大会の
開催に係る共催の募集期間の延長について

人材開発行政の運営につきましては、日頃より格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記両大会については、平成 30 年 10 月 5 日付け開政発 1005 第 2 号及び開評発 1005 第 2 号（以下「内かん」という）をもって共催する都道府県を募集しているところですが、今般、各都道府県内における検討・調整のための期間を十分確保するとの観点から、募集期間を下記のとおり延長することといたしました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、引き続き積極的に御検討くださいますようお願いいたします。

記

内かん記の第 3 の 2 に定める提出期限を、「平成 30 年 12 月末日」から「平成 31 年 1 月 31 日」に変更する。

技能五輪国際大会の概要

- **原則22歳以下の青年技能者**を対象に、技能競技を通じ、参加国・地域の**職業訓練の振興及び技能水準の向上**を図るとともに、国際交流と親善を目的に**隔年で開催**。幅広い職種を対象とする、**唯一の世界レベルの技能競技大会**。日本選手団は、1962年から参加。これまで日本では、**過去3回国際大会を実施**（1970年東京、1985年大阪、2007年静岡）。
- 国際大会はワールドスキルズインターナショナル（本部オランダ・WSI）により運営されており、**現在79か国・地域が加盟**。**日本は中央職業能力開発協会（JAVADA）が加盟**。
- 直近では、2017年10月に第44回技能五輪国際大会（アラブ首長国連邦・アブダビ）が開催。今後の国際大会は、**2019年8月にロシア・カザン、2021年9月に中国・上海で開催予定**。

【これまでの開催国と今後の開催国】

開催年・月	2007年11月	2009年9月	2011年10月	2013年7月	2015年8月	2017年10月	2019年8月	2021年9月	2023年
開催国	第39回 日本（静岡）	第40回 カナダ （カルガリー）	第41回 イギリス （ロンドン）	第42回 ドイツ （ライプツィヒ）	第43回 ブラジル （サンパウロ）	第44回 アラブ首長国 連邦（アブダビ）	第45回 ロシア （カザン）	第46回 中国 （上海）	第47回 2019年8月 WSI総会 （カザン）で決定
参加国・地域	46	46	52	53	59	59	60程度	—	—
競技職種数	47	45	46	46	50	51	50程度	—	—
参加選手数 （）は日本選手	812 （51）	850 （45）	944 （44）	986 （45）	1,189 （45）	1,250 （45）	1,600 程度（—）	— （—）	—
日本の成績 （順位は金メダル数）	国別順位：1位 金メダル 16個 銀メダル 5個 銅メダル 3個	国別順位：3位 金メダル 6個 銀メダル 3個 銅メダル 5個	国別順位：2位 金メダル 11個 銀メダル 4個 銅メダル 4個	国別順位：4位 金メダル 5個 銀メダル 4個 銅メダル 3個	国別順位：3位 金メダル 5個 銀メダル 3個 銅メダル 5個	国別順位：9位 金メダル 3個 銀メダル 2個 銅メダル 4個	—	—	—

【第45回国際大会の競技職種（56職種）】※網がけは日本が参加しない予定の14職種（平成30年12月11日時点）

構造・建築系(13)		アート・ファッション系(6)		情報通信系(7)		製造エンジニアリング系(16)		サービス系(8)		輸送系(6)	
石工	広告美術	3Dデジタルゲームアート		クラウドコンピューティング		化学実験技術	機械製図CAD	パン製造		航空機整備	
れんが積み	左官	洋裁		サイバーセキュリティ		CNCフライス盤	メカトロニクス	ビューティーセラピー		自動車板金	
家具	配管	フラワー装飾		情報ネットワーク施工		CNC旋盤	移動式ロボット	西洋料理		自動車工	
建築大工	冷凍空調技術	グラフィックデザイン		ITネットワークシステム管理		構造物鉄工	プラスチック金型	美容/理容		車体塗装	
建設コンクリート施工	タイル張り	貴金属装身具		ビジネス業務用ITソフトウェア・ソリューションズ		電子機器組立て	ポリメカニクス	看護/介護		貨物輸送	
電工		ビジュアル販売促進		印刷		工場電気設備	試作モデル製作	ホテルレセプション		重機メンテナンス	
建具				ウェブデザイン		産業機械組立て	水技術	洋菓子製造			
造園						製造チームチャレンジ	溶接	レストランサービス			

2023年技能五輪国際大会の日本・愛知への招致までのプロセスについて

【招致に向けた検討開始】

- 「**日本再興戦略2016**」（2016年6月閣議決定）において、技能五輪国際大会の日本への誘致に向けた具体的な方策を検討し、**2017年度年央までに結論を得る**こととされた。
- 2017年1月に職業能力開発局長（現人材開発統括官）の下、有識者による「技能五輪国際大会誘致に向けた検討会（座長 赤松明 ものづくり大学学長）」を設置。
- 検討会では、愛知県が取りまとめた「2023年技能五輪国際大会基本構想」を受け、①「**日本をレベルアップする**」、②「**日本を発信する**」、③「**日本を盛り上げる**」との観点から招致の意義を検討の上、2023年の技能五輪国際大会を日本（愛知県）で開催することを求める、とした。



【招致立候補の決定等】

- 2017年9月22日、厚生労働省として、2023年の技能五輪国際大会の招致（日本・愛知県）に立候補することを決定。同日の閣議において加藤厚生労働大臣から関係省庁にも招致に向けた協力をお願いしたい旨発言。
- 同年10月、アブダビで開催されたWSI総会において、日本が招致に立候補する意思があることを表明し、WSI役員や加盟国等に対して支持要請を実施。
- 2018年10月18日、オランダで開催されたWSI総会において正式に募集され、**上野厚生労働大臣政務官が2023年技能五輪国際大会の招致に立候補することを表明**（フランスも表明）。
- 2018年11月23日に募集が締め切られたところ、日本以外に立候補したのは**フランスのみ**。
- **2019年8月の招致決定に向け、オールジャパン体制で招致プロモーション活動、国内機運の醸成等に取り組む必要。**

【招致決定までのスケジュール（予定を含む。）】

	2017年度	2018年度	2019年度	..	2023年度
開催国	第44回UAE(アブダビ)	WSI総会(オランダ・アムステルダム)	第45回ロシア(カザン)		2019年8月 WSI総会(カザン)で 決定
主なスケジュール	9月 招致立候補の決定 10月WSI総会 (アブダビ)で表明	10月 WSI総会で 正式な募集開始・ 立候補の表明 1月頃 審査書類の 提出 3月頃 WSI事務局 検証訪問	6月頃 立候補 ファイル 提出 8月末 WSI総会(カザン) で投票、 開催地決定		
					29

全国厚生労働関係部局長会議(人材開発統括官)

5. 外国人技能実習制度について

- 昨年6月から7月にかけて、全国8ブロック(北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡)で、第1回地域協議会を開催。
- 29年11月の技能実習法施行により、技能実習1号修了時に加え、技能実習2号修了時に「技能検定3級相当の実技試験」、技能実習3号の修了時に「技能検定2級相当の実技試験」の受検が義務づけられることとなった。
- 職種については、昨年11月に3職種、12月に2作業が追加され、現在2号移行対象職種は80職種144作業。
- 二国間取り決めについては、今月ウズベキスタンとの間で署名を行い、現在11カ国と作成済み。
- 入管法の改正により、新たに在留資格「特定技能」が創設。技能実習2号、3号修了者については、「特定技能1号」への移行にかかる試験が免除。

⇒ 今後の方向性、今後取り組んで頂きたい事項

- 来年度においても、地域協議会の適切な開催について引き続きご協力をお願いしたい。
- 技能評価試験については、技能実習の実習実施者から受検申請がなされた場合に、適正に実施いただけるよう、特に、随時3級等の実施体制の整備について、都道府県協会と連携の上、ご協力をお願いしたい。

技能実習制度の見直しの内容について

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

旧制度

- ① 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ② 民間機関である（公財）国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ③ 実習生の保護体制が不十分
- ④ 業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分
- ⑤ 政府（当局）間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在

見直し後

（法務省・厚生労働省 **共管**）

- ① 監理団体については**許可制**、実習実施者については**届出制**とし、技能実習計画は個々に**認定制**とする。
- ② 新たな**外国人技能実習機構（認可法人）**を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ③ **通報・申告窓口**を整備。人権侵害行為等に対する**罰則**等を整備。**実習先変更支援**を充実。
- ④ 業所管省庁、都道府県等に対し、**各種業法等に基づく協力要請等**を実施。これらの関係行政機関から成る「**地域協議会**」を設置し、指導監督・連携体制を構築。
- ⑤ 実習生の送出しを希望する国との間で**政府（当局）間取決め**を順次作成することを通じ、相手国政府（当局）と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

（注）枠内下線部分は法律で規定

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長 → **3年間** ⇒ **5年間**（一旦帰国後、最大2年間の実習）
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大 → 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（**最大5%まで** ⇒ **最大10%まで等**）
- ③ 対象職種 of 拡大 → **地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用）・複数職種の実習の措置**
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

技能実習法に係る地域協議会について

1. 目的

地域協議会は、技能実習生を受け入れている地域ごとに抱えている課題等が異なる中で、各地域の関係行政機関等が相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築する。

2. 地域協議会で取り組む事項

- ① 技能実習制度の適正化に向けた、地域での課題の共有、当該年度に重点的に取り組む事項(取組方針※)の協議
- ② 技能実習制度の現状を踏まえた、制度運用上の留意点などの把握及び協議
- ③ 技能実習制度の適正化に向けた、業所管省庁の地方支分部局、都道府県等との連携の確保及び強化

※ 当該年度の全国での取組方針は毎年5月頃(第1回は平成30年2月、第2回は、平成31年5月頃)に開催する中央協議会(各省庁本省部局等を構成員とする協議会)で策定

3. 地域協議会の開催頻度等

全国8ブロック単位(※)で、毎年6月頃を開催する。

※ 開催地:北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡

4. 地域協議会の構成員及び事務局

構成員:労働局(監督課長、訓練課(室)長等)、地方入管局、地方農政局、地方経産局、地方整備局、地方運輸局、都道府県(商工・労働担当部局、警察本部)、外国人技能実習機構

事務局:開催地の労働局

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (平成30年12月28日時点 80職種144作業)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業●	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	ほたてがい・まがき養殖
養殖業●	

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金△
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘削
	締固め
築炉△	築炉

4 食品製造関係 (11職種16作業)

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
	食鳥処理加工
食鳥処理加工業●	節類製造
	加熱性水産加工
	加熟乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業●	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●△	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●△	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
織布運転●△	合ねん糸工程
	準備工程
	製織工程
染色	仕上工程
	糸浸染
ニット製品製造	織物・ニット浸染
	靴上製造
丸編みニット製造	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ

6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7 その他 (14職種26作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鑄込み成形
	パッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング△	ビルクリーニング
介護●	介護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ

○ 社内検定型の職種・作業 (1職種3作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△

(注1) ●の職種：「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、33社開発統括官が認定した職種

(注2) △の職種・作業は2号まで実習可能。

技能実習に関する二国間取決めについて

作成のねらい

- 日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ること

取決めの骨子

日本側

- 技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・技能実習計画の認定を適切に行う。
- 送出し国側が認定した送出国機関及び認定を取り消した送出国機関を日本で公表し、送出し国側が認定した送出国機関からの技能実習生のみを受け入れる。
- 監理団体・実習実施者に対して、許認可の取消や改善命令を行った場合は、その結果を送出し国側に通知する。

送出し国側

- 本協力覚書の認定基準に基づき、送出国機関の認定を適切に行う。
 - ・ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定すること
 - ・ 帰国した者が技能等を活用できるよう就職先のあっせんその他の支援を行うこと
 - ・ 保証金の徴収、違約金契約をしないこと
 - ・ 技能実習生に対する人権侵害をしないこと
- 送出国機関の認定を取り消したときは、日本側に通知する。
- 日本側から不適切な送出国機関についての通知を受けたときは、調査を行い適切に対処する。また、その結果を日本側に通知する。

両国共通の事項

- 技能実習制度についての定期的な意見交換

作成状況：計10カ国
(H31.1月時点)

ベトナム (H29.6月), カンボジア (H29.7月), インド (H29.10月) フィリピン (H29.11月)
ラオス (H29.12月), モンゴル (H29.12月), バングラデシュ (H30.1月) スリランカ (H30.2月),
ミャンマー (H30.4月), ブータン (H30.10月), **ウズベキスタン (H31.1月)**

人材開発統括官 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
1. 人材開発統括官における平成31年度予算案について	9ページ参照			
2. 公的職業訓練の効果的・効率的な実施について	訓練企画室	計画指導係	山口	5923
3. 若年者雇用対策について	若年者・キャリア形成支援担当参事官室	企画係	酒井、坂野	5969
4. 技能振興施策・技能検定制度について	能力評価担当参事官室	企画係	伊藤	5943
5. 外国人技能実習制度について	海外人材育成担当参事官室	海外人材育成担当参事官室	小川、永田	5952